

社会福祉法人清明会 介護福祉施設サービス費（入所）料金表

令和6年8月現在

1. 介護福祉施設基本サービス費（単位／日）

施設	はなみずき			むらかみの郷
	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要介護度1	670	573	573	682
要介護度2	740	641	641	753
要介護度3	815	712	712	828
要介護度4	886	780	780	901
要介護度5	955	847	847	971

2. 介護福祉施設加算サービス費（単位）

加算サービス	はなみずき		むらかみの郷
	ユニット型	従来型	
初期加算 ※入所後30日	30単位／日		30単位／日
安全対策体制加算 ※入所時のみ	20単位		20単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位／日		—
日常生活継続支援加算	—	—	46単位／日
夜間職員配置加算	—	13単位／日	46単位／日
看護体制加算	6単位／日	4単位／日	35単位／日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	—	—	50単位／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位／月	10単位／月	10単位／月
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位／月	100単位／月	100単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ	—	—	15単位／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	—		総単位数の14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の13.6%		—

※1単位当たりの単価10,45円。負担割合は、お持ちの介護保険負担割合証によります。

3. 食事・居住費（円／日）

施設	はなみずき			むらかみの郷
	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
食費	第1段階	300	300	300
	第2段階	390	390	390
	第3段階（1）	650	650	650
	第3段階（2）	1,360	1,360	1,360
	第4段階	1,800	1,800	1,800
居住費	第1段階	880	380	0
	第2段階	880	480	430
	第3段階	1,370	880	430
	第4段階	2,720	1,500	1,180

※負担額は、市町村より交付される介護保険負担限度額認定証の有無及び認定証の負担段階によります。

4. その他の利用料（円）

項目	はなみずき	むらかみの郷	項目	はなみずき	むらかみの郷
おやつ代	110/日	180/日	理美容	実費	実費
事務管理費	1,500/月	2,000/月	外出援助		
行事食代	500/回	500/回	(1時間未満)	4,000	5,000
			(以後30分毎)	1,000	1,500

※医療費（外来・入院・薬代）・持ち込み家電電気料金等は、自己負担となります。

※ユニット型個室については、ベッド以外（家具・カーテン・食器等）はお持ち込みが必要となります。

5. 1カ月の利用料の目安（円）〈30日の月・負担割合1割の場合〉

【サービス費（加算含む）＋食費＋居住費＋おやつ＋金銭管理費】

施設		はなみずき			むらかみの郷
要介護度	負担段階	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要介護3	第1段階	69,653	52,088	40,688	77,140
	第2段階	72,353	57,788	56,288	79,840
	第3段階（1）	94,853	77,588	64,088	102,340
	第3段階（2）	116,153	98,888	85,388	123,640
	第4段階	169,853	130,688	121,088	185,740
要介護4	第1段階	72,182	54,582	43,182	79,748
	第2段階	74,882	60,282	58,782	82,448
	第3段階（1）	97,382	80,082	66,582	104,948
	第3段階（2）	118,682	101,382	87,882	126,248
	第4段階	172,382	133,182	123,582	188,348
要介護5	第1段階	74,638	57,039	45,639	82,250
	第2段階	77,338	62,739	61,239	84,950
	第3段階（1）	99,838	82,539	69,039	107,450
	第3段階（2）	121,138	103,839	90,339	128,750
	第4段階	174,838	135,639	126,039	190,850

※負担割合証で2割もしくは3割負担の方は上記金額と異なります。

6. 介護保険施設での食費・居住費の軽減について

世帯全員が住民税非課税であり、以下の要件に当てはまる方は、市町村の窓口にて負担限度額認定申請を行うことで、食費・居住費の軽減を受けることができます。

負担段階	対象者	預貯金等の金額
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
第2段階	年金収入額とその他所得合計が年間80万円以下	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階（1）	年金収入額とその他所得合計が年間80万円以上120万円以下	単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階（2）	年金収入額とその他所得合計が年間120万円以上	500万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が1,500万円以下
第4段階	〈制度対象外〉住民税課税世帯	

※その他、複数の要件を満たす事で「特別軽減措置」として第3段階の負担限度額に引き下げられる場合があります。

ご不明点については、各施設の生活相談員までお問合せ下さい。

はなみずき（担当 瀬野） むらかみの郷（担当 鈴木）